

事務連絡
平成21年6月24日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成21年5月22日）等における
「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について【更新 第7報】

新型インフルエンザ対策に多大なるご尽力をいただいております。

「患者や濃厚接触者が活動した地域等」につきましては、平成21年6月16日付け事務連絡「新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成21年5月22日）等における『患者や濃厚接触者が活動した地域等』について（更新 第6報）」でお知らせしていますが、千葉県船橋市、福岡県福岡市について以下のとおりとなりましたので、下記のとおり公表します。

記

平成21年6月16日付け事務連絡において、1.（1）感染拡大防止地域（主に感染拡大防止に取り組んでいる地域）として掲載されていた、千葉県船橋市（七林中学校区に限る。）、福岡県福岡市（板付中学校区に限る。）については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ないことなどから、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなりました。